

# 釧路駅移転案が急浮上! 「メガソーラー条例 「JＲ高架直線化」

# 改正の舞台裏と の行く末



全国的に注目を集めた釧路の「メガソーラー」だが、昨年10月の条例制定に続き、この6月に規制を強化する改正案が可決された。

一方、JＲ高架問題では「直線化」で決着がついたが、折からの「上下分離方式」で高架自体がなくなる可能性もある。釧路の「これから」を読み解く――。

(本誌取材班)

## 条例改正で名誉挽回?

「日本製紙の撤退など釧路経済が疲弊する中、エイリアンに侵略された恐怖を感じます」

こう釧路市民が話す「エイリアン」というのは、メガソーラーのことだ。

日本エコロジー(本社・大阪市)の法令違反が発覚し、環境保全とも相まって釧路湿原周辺のメガソーラーの問題が全国的に注目さ

れたのは周知の通り。

参政党の木村隼人釧路市議によるメガソーラー反対の呼びかけに登山家の野口健氏やモデルの富永愛氏ら著名人も加わり、話題になった。

それを受けて鶴間秀典釧路市長は、昨年10月にメガソーラーの設置を規制する「釧路市自然と太陽光発電施設

を制定した。さらに鶴

間市長はその条例を改正して業者がメガソーラーのパネル廃棄にかかる費用をあらかじめ一括して金融機関に預け入れ、市が預金に質権を設定する制度を導入する方針を明らかにした。

「鶴間さんは、市長就任後は選挙違反問題やJＲの高架問題など逆風が吹き荒れた。唯一順風だったのが環境保護を公約に掲げ、自ら『フーモアメガソーラ

ー宣言』を行っていたメガソーラーの規制強化だった。市民運動の風を読んで『イケイケ、

ドンドン』で条例改正を提案した。名誉挽回する考えだ」(釧路商工会議所関係者)

## 「質権」設定はやり過ぎ

これに「待った」をかけたのが自民党の大澤恵介釧路市議だった。「先般の条例で2年間、生物多様性の調査を義務付けており、これでメガソーラーの規制は十分だ。新たに質権を設定するのはやり過ぎで、訴訟トラブルや企業進出の障壁になりかねない」と大澤市議。

国の「FIT制度」の規定では稼働20年中、廃棄費用の積み立ては後半の10年間に、前半の10年間で得られた利益から捻出することになっている。あら

かじめ一括で廃棄費用を預け入れてさらに質権を設定するのは、企業側に過度の負担を強いるものだ。またメガソーラーが譲渡された場合には、訴訟トラブルになりかねない――というのだ。

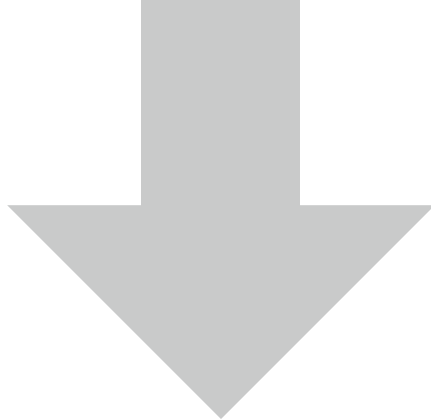
そこで大澤市議は5月に自民党会派の市議らと上京、経済産業省や総務省などで条例改正案の法的問題につい

て尋ねたという。国側の回答は「太陽光パネルは産業廃棄物なので法律が適用になる。条例で太陽光パネルだけを特別扱いして積立金や質権設定することはできないのが原則だが、自治体に特別な事情がある場合には条例でも規制できる」。「そこで今回の改正で守るべき釧路特有の保護とは何かを市に質問すると『環境保全』を繰り返すだけ。それは改正前の条例の保護法益であって改正案の保護法益には該当しない」(大澤市議)

## 「統一地方選」見据え忖度?

そんな状況の中、改正案は6月23日の市議

会で全会派一致で可決された。



続きは『**月刊クオリティ**』本誌を  
ご覧ください。

▼ ご購読のお申し込みは ▼

○インターネットでのお申し込みはこちらから  
<https://qualitynet.co.jp/koudoku/>

○お電話でのお申し込みはこちらから  
**TEL 011-644-0101**  
(9:00 ~ 17:30 土日・祝日をのぞく)